

伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務  
プロポーザル実施要領

令和5年7月3日

1 目的

この実施要領は、「伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務」の委託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により特定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名称

伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

別紙、伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約履行期間

契約締結日から令和6年3月28日（木）

(4) 委託料の制限

41,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内、かつ、8割以上とする。

3 委託業者選定方法

本プロポーザルにより特定された者との随意契約

4 参加表明者の参加資格

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 日本国内に主たる事務所を有する者であること。

※外資系企業の参入は認めない。

(3) 四国内（島しょ部を除く。）に常勤の職員を配置する本店、支店、営業所等を有し、主たる業務を履行できること。

(4) 単一の事業者であること（複数事業者による共同企業体の参加は認めない）。ただし、業務及び工事の一部を他者に再委託することは認めるが、その場合、「6 本プロポーザルの参加手続(3)カ及びキ」に係る体制、配置担当者等を記載しておかなければならない。

(5) 平成25年度以降、国又は地方自治体において「太陽光発電又はBEMS※に関連する設備を設置若しくは維持管理する事業」に係る総額10,000,000円以上の業務若しくは工事を受注し、かつ、その業務若しくは工事を履行した実績がある

者であること（履行中も含む。）。

※電気やガスなどの、エネルギー使用状況の「見える化」や分析、自動制御など、全般的なエネルギーマネジメントを可能にするオフィスビルや商業施設などを対象としたシステム

- (6) 以下の条件を有した体制の整備及び担当者の配置ができること。
  - ア 設計に係る必要な知識及び技能を有し、法令により必要となる資格を有する管理技術者を配置するとともに、建築、構造、電気設備、機械設備等、本業務の遂行に必要な分野の設計担当技術者及び照査技術者
  - イ 工事に係る必要な知識及び技能を有し、法令により必要となる資格を有する現場代理人、主任技術者並びに監理技術者を配置するとともに、各工事を担当する専門技術者など必要な体制を整えること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (8) 令和 5 年度伊予市競争入札参加資格者登録名簿の登録業者又は、国若しくは愛媛県に同様の登録がされている者であること。
- (9) 公募開始から契約締結に至るまでの期間において、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成 17 年伊予市訓令第 79 号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成 22 年伊予市訓令第 20 号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中でないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 参加表明者が住所を有する県及び市町村の税の滞納がないこと。
- (12) 伊予市暴力団排除条例（平成 23 年伊予市条例第 30 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当していない者であること。

## 5 担当部署

- (1) 担当者 伊予市産業建設部環境政策課
- (2) 所在地 〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地
- (3) 電話 089-982-1111
- (4) メールアドレス : kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp

## 6 本プロポーザルの参加手続

「4 参加表明者の参加資格」を満たす者で、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。※提出された書類は返却しない。

なお、各様式、仕様書等については、市ホームページよりダウンロードすること。  
市ホームページ (<https://www.city.iyo.lg.jp>)

- (1) 提出期間  
令和 5 年 7 月 24 日（月）から令和 5 年 7 月 25 日（火）までとする。  
※受付は、9 時から 17 時までとする。
- (2) 提出先及び提出方法

「5 担当部署」へ持参とする（郵送は認めない。）。

(3) 提出書類

提出する書類は、次のとおりとする。

なお、「4 参加表明者の参加資格」をよく読み、記載すること。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

エ 確認資料

(ア) 法人登記簿謄本（全部事項証明書。最近3か月以内発行のもの）

(イ) 最新決算年度の決算報告書、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

※ なお、「4 参加表明者の参加資格(8)」の伊予市の登録業者はこれらの書類の提出は不要とする。

(ウ) 参加表明者が住所を有する都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書提出日以前1ヶ月以内に発行されたものに限る。）

オ 企画提案書

(ア) 作成要領

様式は自由とするが、A3 横型横書き、表紙、目次を除き片面4枚以内とする。

(イ) 企画提案内容

「本庁舎の再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入」に当たり、その手法について、以下の項目に沿って企画提案を行うものとする。

なお、仕様書「9 仕様」の内容をよく読み、企画提案を行うこと。

a 具体的なシステムの提案（設置方法、設置場所等）を行うこと。ただし、物理的、法的両面で実現性があるものとし、導入コスト（イニシャル・ランニング共）の妥当性、消費電力の効率性、設備規模の適切性、再生可能エネルギー機器が発電した電気の最大活用など、本事業の優位性を積極的にアピールすること。

b 導入による効果、地域貢献等

c 業務を遂行するに当たり、配置体制について

（配置技術者等。予定する協力会社がある場合は、その技術者も記述すること。）

カ 業務実施体制書

・任意様式

・用紙サイズ：A4 縦

キ 業務責任者・担当者経歴書（様式第4号の1・2）

ただし、業務責任者は参加表明者の雇用者でなければならない。

ク 見積書

見積額の明細を記載すること。ただし、業務金額の総計は「2(4) 委託料の制限」に記載する制限内とするものとする。

#### (4) 提出部数

提出部数は、正本1部と副本6部の合計7部とし、内容は次のとおりとする。  
なお、各項目はインデックス等で分かりやすく表示しておくこと。

ア 正本（ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入し、業務名の後にカッコ書きで正本と分かるように記入しておくこと。）

「(3) 提出書類」に記載する書類

イ 副本（ファイル綴じとし、本プロポーザル名を記入しておくこと。）

「(3) 提出書類」に記載する書類

なお、企画提案書は正本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。

#### (5) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に参加を辞退する場合は、**辞退届（様式第5号）**を提出すること。

### 7 現地説明会

現地説明会を開催するので、参加表明を検討する者は下記要領にしたがい説明会に参加することができる。

説明会の参加の有無は本業務の選定に影響しないものとする。

参加する場合は、7月6日（木）17:00までに「5 担当部署」に電子メールで参加する旨を申し込むものとする。

なお、必ず着信を確認すること。

#### (1) 集合場所

伊予市米湊 820 番地 伊予市本庁舎 2階環境政策課窓口

#### (2) 日時

令和5年7月10日（月）10:00から1時間程度（受付9:30～9:50）

### 8 質問書受付及び回答

参加に係ること、提出書類、企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、**質問書（様式第6号）**に内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。

なお、必ず着信を確認すること。

#### (1) 質問受付期間

令和5年7月13日（木）から令和5年7月14日（金）17時まで。

#### (2) 提出先メールアドレス

伊予市産業建設部環境政策課： kankyoseisaku@city.iyo.lg.jp

#### (3) 回答方法

提出された質問への回答は、質問の提出日から起算して5日（最終日が休日の場合は翌開庁日）以内に市ホームページ（<https://www.city.iyo.lg.jp>）内において行う。

なお、回答への問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

### 9 委託候補者の特定等

市長は、伊予市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、本業務を委託するにふさわしい者を委託者として決定する。

(1) 委託候補者の特定

審査委員会は、「4 参加表明者の参加資格」を満たしている参加表明者について、「6(3)提出書類ウ業務実績調書及びク見積書」に基づく書類審査及び「6(3)提出書類オ企画提案書、カ業務実施体制書及びキ業務責任者・担当者経歴書」に基づくヒアリングを行い、最も優れた者を委託候補者として特定する。

(2) 審査方法

審査委員会は、「14 評価基準」を基に審査を行い、評価点の合計得点が最も高い者を委託候補者として特定する。

ア 最高評価点を得た者が2者以上あった場合

「14 評価基準評価項目2（ヒアリング等に基づく企画提案書等の評価）」の合計得点により順位付け、1位となったものを特定する。

イ 前「ア」の評価後も最高評価点を得た者が2者以上あった場合

それらの者の中から、審査委員会において多数決で順位付け、1位となった者を特定する。

(3) 参加表明者が6者以上あった場合の取扱い

ア 書類審査による選定

「14 評価基準評価項目1（書類審査による評価）」の合計得点により順位付け、上位5者からヒアリングを行うものとする。

イ アによる審査で5者に絞れなかった場合

アによる審査においても5者以上あった場合は、「6(3)提出書類ウ業務実績調書（様式第3号）」に記載する実績数が多い者から順位付け、上位5者を選定する。

ウ ヒアリングの合否

ヒアリング参加の合否については、参加申し込み者が何者であっても行うものとし、「6(1) 提出期間」に記載する提出期間終了後3日以内に、参加表明者に対し、メール等で通知する。

なお、合否結果の問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

(4) 参加表明者が1者のみの場合の取扱い

参加表明者が1者のみの場合であっても審査は実施し、獲得した評価点を基に審査委員会で協議し、本業務の履行能力を有すると判断された場合は、委託候補者として特定するものとする。

(5) ヒアリング（プレゼンテーション）

ア 実施場所

伊予市米湊 820 番地

伊予市本庁舎内会議室

イ 実施日時

令和5年8月3日(木)

開始時間等の詳細は、辞退者を除くヒアリング参加者に対して通知する。

## ウ 出席者

ヒアリングの出席者は4人以内とし、必ずマスク、フェイスシールド等を着用すること。

なお、ヒアリング1週間前までに愛媛県が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言地域となった場合は、ヒアリングの方法を再検討し、ヒアリング参加者に対して通知する。

## エ 実施方法

(ア) 「6(3) 提出書類オ企画提案書」を用いて、その内容に基づくヒアリングを実施する。

なお、追加資料の配布は認めない。

(イ) ヒアリングによる説明は1提案者当たり30分以内(プレゼン20分以内、質疑応答10分以内)とする。ただし、機器設置準備時間は含まない。

(ウ) ヒアリングの順番は、「5 担当部署」が決定するものとする。

(エ) スクリーン、プロジェクター、VGAケーブルは市が用意する。その他の機器については、必要に応じて各自用意するものとする。

なお、プロジェクターのケーブルは、原則としてVGAケーブルでの接続とし、パソコン等の接続は、ヒアリング参加者の責任において行うこと。

※ パソコンの事前動作確認を行いたい場合は、ヒアリング開催日の2日前までに担当窓口に申し出ること。当日、パソコンが作動しないなどトラブルがあっても、ヒアリング参加者の責任において処理するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(オ) ヒアリングは公開とする。

## (6) 委託候補者の通知及び公表

審査結果は、令和5年8月8日(火)17時までに、下記の方法で通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

ア 市長は、委託候補者として特定した者に、その旨を書面により通知する。

イ 市長は、委託候補者として特定しなかった者に、その旨を書面により通知する。

ウ 市長は、各参加表明者の評価項目ごとの評価点数を市ホームページ

(<https://www.city.iyo.lg.jp>) 内において公表する。なお、特定されなかった者の事業者名については公表しない。

## 10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提案された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、参加表明者を失格とし、「9 委託候補者の特定等」により特定された企画提案が失格又は無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を順次繰り上げるものとする。

(1) 参加資格を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に重篤な不備があった場合

(3) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項

等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 伊予市の理事者又は職員に不当に接触した場合
- (6) ヒアリング（プレゼンテーション）等について、「5 担当部署」が指定する時間に遅れたとき、又は出席しなかったとき。
- (7) 「6(3)見積書」の金額が「2(4)委託料の制限」内に留まらない場合
- (8) 仕様書の要件を満たすことができないとき（仕様書をよく読み、仕様要件が履行できない場合は、参加表明をしないこと。）。

## 11 契約

### (1) 手続きの進め方

委託候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、委託候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

### (2) 仕様等の確定

仕様等については、委託候補者の特定をもって委託候補者の企画提案書等に記載された全内容を承諾するものではない。

協議において、必要な範囲において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

### (3) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

## 12 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加表明者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は、1参加者につき1提案とする。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを延期又は中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、伊予市が本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を利用・複製できるものとする。
- (5) 提出書類は、伊予市情報公開条例（平成17年4月1日条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (6) 伊予市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (7) 事前提供資料  
参加表明を検討する者には、以下の書類を提供するものとする。ただし、ア～ウは市ホームページ（<https://www.city.iyo.lg.jp>）内において公表するが、エは「5 担当部署」にて直接取得するものとし、参加表明を検討する者は、参加

表明日までに記録媒体（USB等）を持参し、データを取得するものとする。

ア 本庁舎及び周辺付帯施設市所有地地籍図

イ 本庁舎及び付帯施設現況写真

ウ 本庁舎の電力消費実績（令和3年度）書類

エ 本庁舎、付帯施設等の構造、電気、設備等に係る図面で、参加表明を検討する者が必要とするもの

(8) その他、本実施要領に記載されていない事項で必要があるときは、伊予市産業建設部環境政策課においてその対応を決定する。

### 13 スケジュール

実施要領等の公開	令和5年7月3日（月）
現地説明会	令和5年7月10日（月）10：00から1時間程度（受付9：30～9：50）
質問書の受付	令和5年7月13日（木）から令和5年7月14日（金）17時まで。
質問への回答	令和5年7月19日（水）※予定
「6(3)提出書類」の提出	令和5年7月24日（月）から令和5年7月25日（火）まで。※受付9時～17時
ヒアリング参加の合否	令和5年7月27日（木）※予定
ヒアリング及び審査委員会開催	令和5年8月3日（木）※予定
審査結果通知及び公表	令和5年8月8日（火）17時まで。※予定



## 14 評価基準

審査の評価基準は、以下のとおりとする。

評価項目		評価の着眼点	評価区分	評価点
評価項目1 (書類審査による評価)	「6(3)提出書類ウ」の実績数の評価	<p>・「様式第3号」の実績について評価</p> <p>平成25年度以降、国又は地方自治体において「太陽光発電又はBEMSに関連する設備を設置若しくは維持管理する事業」に係る業務受注(平成25年度以降のもの)実績の総数が10件以上は良好、5~9件は普通、4件以下の場合是不十分とする。なお、業務受注実績は1契約を1件とするものとする。</p>	良好	5
	「6(3)提出書類ク」の提示額の評価	<p>・見積書の総額の評価</p> <p>配点 5点×参加表明者提示額の最低価格/当該参加表明者の提示価格により評価点を求める。なお、評価点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示するものとする。 ※ただし、「2(4)委託料の制限」に注意すること。</p>	普通	3
評価項目2 (ヒアリング等に基づく企画提案書等の評価)	企画提案書の評価	<p>・企画提案 a~c の評価</p> <p>次の説明内容が論理的に裏付けられており、説得力がある提案を優位に評価する。</p> <p>a 具体的なシステムの提案がされているか。 物理的、法的両面で実現性があるか。導入コストの妥当性、消費電力の効率性、設備規模の適切性、再生可能エネルギー機器が発電した電気の最大活用など、本事業の優位性の説明が合理的であるか。</p> <p>b 導入による効果、地域貢献等が明確であるか。</p> <p>c 業務を遂行するに当たり配置体制が妥当か。</p>	極めて良好	20
			良好	16
			普通	12
			やや不十分	8
			不十分	4
	プレゼンテーションへの評価	<p>プレゼンテーションについて、本業務に対し、積極的に取り組む姿勢、分かりやすい説明、熱意が感じられる場合などを優位に評価する。</p>	極めて良好	5
			良好	4
			普通	3
			やや不十分	2
			不十分	1

様式第1号

参加表明書

年 月 日

伊予市 武智 邦典 様

(申請者)

所 在 地

会 社 名

代表者職・氏名

印

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

F A X

E-mail

伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務プロポーザルについて、関係書類を添えて参加表明します。

なお、伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務プロポーザル実施要領に定める参加資格を全て満たした者であることを誓い、参加表明します。

様式第2号

会 社 概 要 書	
商号又は名称	
本社所在地	
契約事業所名・所在地	
会社設立年月	
資本金	
事業所数	
株式上場の有無	有り（ 上場）・なし
従業員数	人
その他（ ）	
備考	

注) 令和5年4月1日時点で記入



業務責任者経歴書

記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

【業務責任者】

氏 名	
所属・部署・役職	
資格等	
特記事項	※携わった過去の実績等があれば記入

※ 資格等については、本業務を履行するに当たり必要な資格を優先的に記入の上、資格を確認できる書類及び雇用関係を確認できる書類の写しを添付すること。

※ 業務責任者は参加表明者の雇用者を記入すること。

担当者経歴書

記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

【担当者】

氏 名	
所属・部署・役職	
資格等	
特記事項	※携わった過去の実績等があれば記入

※ 資格等については、本業務を履行するに当たり必要な資格を優先的に記入の上、資格を確認できる書類及び雇用関係を確認できる書類の写しを添付すること。

※ なお、担当者が2人以上の場合は、適宜、複写し、提出すること。

伊予市長 武智 邦典 様

住所又は所在地

商号又は名称

代 表 者

**辞 退 届**

年 月 日付で申し込んだ伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務プロポーザルへの参加について、都合により辞退したいので届け出ます。

質 問 書

伊予市本庁舎再生可能エネルギーEV 電源供給システム導入業務プロポーザルの実施要領、業務内容等について、次の項目を質問いたします。

文 書	頁	質 問 事 項

※「文書」欄には、実施要領又は仕様書の別を記入すること。

※記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して使用すること。

会 社 名	
担 当 部 署	
担 当 者	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	